

弁護士の育児と男女共同参画

当会は、昨年、男女共同参画基本計画を策定した。そこで、本特集では、その紹介をしつつ、男女共同参画が顕著に問われる一場面である、出産・育児について掘り下げることにした。

弁護士が仕事をしながら出産・育児をしていく際には、事務所との関係、弁護士業務との両立など、弁護士特有の問題を抱えることも少なくない。

特集前半の座談会では、実際に育児をする会員に、ご自身の体験を踏まえて、ざっくばらんにそのような問題を語っていただき、弁護士会の施策についても忌憚のないご意見をいただいた。

本特集が、出産・育児をする会員の支援および男女共同参画のあり方を考える一助となれば幸いです。
(伊藤 敬史)



座談会～弁護士の育児を考える～

- 出席者**
- 石黒 美幸**
長島・大野・常松法律事務所／43期
 - 亀屋 佳世乃**
シティニューワ法律事務所／50期
 - 大森 顕**
多摩パブリック法律事務所／53期
 - 福崎 聖子**
番町スクエア法律事務所／54期
 - 本多 広高**
司会・両性の平等に関する委員会副委員長／58期

*敬称略

CONTENTS

- I 自己紹介
- II 弁護士の子育て事情
 - 1 産休・育休の期間
 - 2 事務所との関係
 - 3 クライアントとの関係
 - 4 子育てと仕事の両立
 - 5 子どもが病気の時
 - 6 子育ての役割分担
 - 7 事務所経営者からみた弁護士の出産・育児
- III 出産・育児と弁護士会～弁護士会に望むこと
 - 1 保育設備の確保
 - 2 弁護士会費の免除
 - 3 会務活動との関係
 - 4 産休・育休のガイドラインの作成
 - 5 アクションプラン～弁護士会館内の和室の保育利用
 - 6 アクションプラン～女性会員相互の情報ネットワーク
 - 7 アクションプラン～女性会員室の改装
 - 8 出産・育児と弁護士登録
 - 9 弁護士会が会員の出産・育児をサポートする意義
- IV 最後に～子どもは「社会の宝」

I 自己紹介

本多：最初にそれぞれ自己紹介をお願いします。

大森：53期の大森です。私は、一般民事事件を扱う法律事務所を経て、現在は都市型公設事務所に所属しています。2004年に結婚して、2008年4月に男の子が産まれて、今年4歳になります。妻は、キャビンアテンダント、つまり飛行機の乗務員で、国内線ですけれども泊まりがけで仕事に行くことが基本です。泊まりで妻がいないときは、私1人子ども1人という状態になります。ですから、一般の男性弁護士よりは、子どもと接する時間が長かったり、子どものためにやるが多かったりするかなと思います。

亀屋：50期の亀屋です。私は、弁護士が100人以上いる事務所に所属しています。子どもは、5歳の男の子が1人です。私の特徴としては、夫も弁護士で大事務所に勤めており、大変忙しいということ、いずれの親も関西地方に住んでいるために、私の育児の分担がかなり重くなっています。子どもが少し大きくなってきて、体力的には若干楽になってきたところです。

福崎：54期の福崎です。2010年3月に子どもを産みまして、今年2歳の女の子が1人います。ようやく子育てが少し落ち着いてきたかなというところです。事務所は、夫ともう1人の男性パートナー弁護士と私の3人です。夫も弁護士ということで、比較的自由が利く立場にあるとも言えますが、いざ他の弁護士に仕事をお願いするということになると、3人しかいない事務所ですから難しかったです。また、産休とか育休はほとんどない状態だったので、そういう意味ではちょっと負担が大きか

ったかなと思います。

石黒：43期の石黒です。私は、1991年に弁護士登録をして、子どもは2人で、上が高校2年生、下が中学2年生ですので、子育ては半分ぐらい終わったつもりです。今日は、私たちの世代の話が少しはできるのかなと思います。私は、大規模事務所のパートナー弁護士です。よろしく願いいたします。

II 弁護士の子育て事情

1 産休・育休の期間

本多：最初に出産の前後の時期のご苦労をお話しいただければと思います。

福崎：妊娠したと分かって、何より依頼者の方に迷惑を掛けないようにしようと思っていました。証人尋問なども、他の弁護士にお願いできるところは少しずつお願いしつつ、特に刑事事件等、新しい仕事は受けないというふうに努めていました。

ところが、大変お恥ずかしい話ですが、予定日より1カ月以上も早産だったので、出産する日が証人尋問期日にあたってしまったのです。それで、仕方なく、破水してから、まず裁判所や相手方代理人、依頼者の方に電話をして事情を説明し、期日を延期せざるを得ませんでした。気をつけてはいたものの、期せずして、かなりの早産だったために、結局お客様に迷惑を掛けてしまったというのが一番申し訳なかったなと思います。また、産後も、1カ月以内に、延期した証人尋問をしなければなりませんでした。

亀屋：大変でしたね。

福崎：やらざるを得なかったのです。もちろん、すべてを予測しきれないわけではないでしょうが、やはりある程度は、早産の危険をきちんと予測しておかなければいけなかったなと反省しました。私たちの仕事においては、代わりが利きづらいので、それは、大切なことかなと思います。特に小さな事務所ではそうですね。

本多：なるほど。

亀屋：私の勤務先の事務所は、私が出産したころは弁護士が100人を超えていなかったのですが、女性の割合も比較的多く、近い年代の女性弁護士です。すでに出産して復帰をしていた人が何人かいたので、育児への対応はある程度分かっていました。人数が多く、事務所の風潮が自由なおかげで、復帰するときも自宅でも執務ができたり、初めは週3回事務所に来て子どもが1歳ぐらいになるころから毎日来るといような対応もできました。

私は、安定期に入ったところに事務所へ妊娠を伝えて、チームで対応している仕事が多いので、それについては引き継ぎをしっかりするよう心がけ、結局は出産の2週間ぐらい前まで働いていたんですけど、引き継ぎの理解も得られやすかったと思います。早めに妊娠を伝えるようにしたこと、引き継ぎをできる限りしっかりするようにすることを意識しました。

大森：私の妻の勤務する航空会社は、出産の前後でそれなりに休みも取れるし、保障とかサポートもそれなりに充実していました。妻は、妊娠が分かった途端に産休に入って、結局は2歳になるまで休めました。

亀屋：飛行機で飛ぶという特殊事情がありますからね。

大森：妊娠中に飛ぶと身体に悪い影響を及ぼすと言われていたそうです。ですから、妊娠が分かった途端に、会社から、もう乗務しないでください、つまり産休に入ってくださいと言われるんですよ。生まれた後も、1歳までは通常通り休めて、ある程度給与の補償がされました。しかも、1歳になったときに保育園に入れなかったの、会社に相談したら、もう1年休んでいいと言われたんです。結局、出産の前後には彼女はかなり長く休んだので、私が出産の前後に苦労したというのはありませんでした。

石黒：私が出産したのは、今の事務所が合併する前で、当時は弁護士が20人ぐらいの事務所でした。私は、1994年に1人、1997年に1人産んでいるんですけど、そのころはまだパートナーではなくてアソシエイトでした。上に女性弁護士は1人もおらず、後輩に1~2年生の女性が入ってきましたが、出産・育児という面で相談相手になる状況ではありませんでした。

ただ、とてもよかったのは、私は第1子を11月に産んで、ある程度の休みを取れた上で、保育園が始まる翌年4月には復帰できました。3カ月か4カ月の休みを取って復帰できたので、長くはないですけど、福崎さんみたいに短すぎることもありませんでした。ある程度の規模の事務所にいた方が出産はしやすいように思います。

福崎：私もそう思います。

石黒：出産後は物理的に仕事ができない時期というのがやはりありますし、出産ではかなり体力を使います。それで、出産後は1カ月ぐらいはゆっくりしていないと体が戻らないとよく言われます。

福崎：きついですよね。

石黒：そうそう。やっぱり昔の人の言っていることは



石黒 美幸

嘘ではなくて、体力が戻っていないうちに通常業務に戻ると、後々体に悪い影響が出てくるらしいので、そこは割り切って休んだ方がいいと思います。

また、復帰の時期は、どの保育園に入れるかによって、自然に決まってくるんですね。

亀屋：確かにそうですね。

石黒：ただ、公立の保育園は、収入基準で入れませんでした。公立の保育園は、収入の低い世帯を優先的に入れる自治体が多いので、夫も働き、妻は弁護士となると、なかなか入れないようです。ですから、弁護士会よりも、自治体に何とかしてほしいと思いましたね。

大森：その問題は結構大きいですよ。

石黒：弁護士会が保育園もという意見は、私も面白いなと思います。霞ヶ関の合同庁舎にも、かすみがせき保育園があるじゃないですか。

福崎：ありますね、霞ヶ関に。

石黒：幼稚園は、長い時間預かってくれません。行ったと思ったらもう帰ってきて。

福崎：10時に行って、もう2時とかに帰ってきちゃうからといますものね。

亀屋：それに、幼稚園だと、夏休みや春休みなどの長期の休みがありますね。その間の仕事の対応がむずかしいと思います。

福崎：幼稚園は、預けるところじゃないらしいですよ。

石黒：あ、教育の場。

福崎：そうそう（笑）。

亀屋：私は、子どもが11月生まれなので、10月末に休みに入りました。自宅では多少残務をしていました。出産後は、直後の4月に保育園の0歳児クラスに入るのが定員枠が多くて入りやすいと聞いたので、申し込んで、区立の保育園に入れました。

まあ、区立の保育園に入れたのは、親が遠くに住んでいるからかもしれないですね。

石黒：港区は子どもが少ないんじゃないですか。

亀屋：世田谷区とは、激戦度合いが違うかもしれませんね。

福崎：港区も、最近、マンションがたくさん建って、子ども人口が増えたらしく、最近はすごい激戦ですよ。時代によっても違うんですよ。

亀屋：そうですね。結局、仕事を休んだのは、11月から翌年3月末の5カ月ぐらいです。長くはないと思いますが、それなりに休みました。周りの弁護士の中には、1年や2～3年くらい休んでいる人もいますね。

石黒：今は、1年ぐらい休む人も多いでしょう。

亀屋：多いですね。

2 事務所との関係

石黒：子どもを産む時期って、パートナーになっている人はあまりいないですね。45歳とかで産む人は少ないので。そうすると、アソシエイトのときに産むことになりますよね。すぐ独立する人は別でしょうけど。産める期間は限られていて、まだ弁護士としては途中というときの人が多いです。

出産の時期を延ばすと、高齢出産は結構リスクが高いし、自分の体力がなくなってきてしんどいので、若いうちに産むということがいいと思います。人生80年なので、別に何年か仕事ができなかったり、昇進が遅れたって、大した問題ではないと考えた方がいいのかなと思います。

うちの事務所の女性弁護士を調べたら、61人いました。女性のパートナー弁護士が10人で、そのうち子どもがいるのは6人です。やろうと思え

ば何とかかなるということです。けれども、さっき言ったように、産める時期は決まっているので、それを逃してしまうと、後になっていくら欲しくてもできないかとても大変です。

仕事と子どもとどっちが大事かという、やっぱり子どもの方がずっと大事だと思います。仕事は、辞めてもまた形を変えて仕事をすれば何とかかなると思います。私が、今、子どもがいないとすると、非常につまらない人生だと思います。私は、偶々うまくいって、大きな事務所のパートナーになりましたけれども、そうならなくても楽しい人生だったと思います。ですから、若い人には、仕事は一休みしてもいいから、ぜひ子どもを産んで、人生を楽しんでほしいと思います。

福崎：日本の未来のためにも（笑）。

石黒：そう思います。ただ、そういう意味では、ある程度大きな事務所の方がいいと思います。別にアソシエイトが1人ぐらいいなくて事務所は困りませんし、残っている人たちにしわ寄せがいった点は申し訳なく思っていますが、10人ぐらいのアソシエイトがいる中でしたので、私は好きなだけ休んでもいいと言われました。

福崎：素晴らしい。

石黒：産休・育休中は基本的に無給でしたが、当時、事務所から若干の補助は出ました。そういう中で、休みの期間は自分で決められました。

亀屋：私の場合は、保育園に入るのが厳しいと聞いていて、つまり、例えば、0歳児クラスでは定員10人なら10人の枠がありますが、1歳児ではクラスが12人だと新たな募集は2人しかないので、やっぱり0歳児で入れるのが一番入りやすいと聞いていました。ですから、0歳児クラスに何とか滑り込もうと考えました。



亀屋 佳世乃

ただ、私の場合は、復帰してしばらくは、週3回の出勤で過ごしたので、火、木は家にいて、子どもと一緒にいました。

石黒：週3回でもいい事務所だったんですね。

亀屋：そうなんです。

石黒：理解がありますね。

亀屋：今でもそうです。

石黒：今でもそうですか。

亀屋：ええ。ただ、もちろん働いた分に応じた収入となります。

福崎：選べるんですね。

亀屋：その辺の自由度は高いです。

石黒：歩合にすることによって肩身の狭さを感じなくて済むということですね。

亀屋：ある意味そうですね。

石黒：例えば固定給だと、俺たちより働いている時間が少ないのに何で同じ給料をもらっているんだと同僚から思われたり、冷たい視線があると思いますが、働いた分だけしか給料をもらわないということなら、お互いにすっきりしますよね。

亀屋：そういうところはあると思います。

石黒：でも、それは恵まれた事務所ですね。ボスが女性だからでしょうか。

亀屋：ああ、確かに、事務所設立時の創立パートナーの一人が女性だったこともあるかもしれません。それに、男性弁護士を含めて事務所の雰囲気がいやらしい点も大きいと思います。

石黒：それで柔軟な対応をされているのですね。それを聞きつけてやっぱりこの事務所に女性が集まってくる。

亀屋：女性の割合は多いですね。最近は、若い女性弁護士で2~3年目くらいに出産する弁護士も多くなってきていて、早めに出産してその後基盤を

立て直すと思われる人もいます。

本多：歩合というのは、働いた時間で計るのですか。

亀屋：そうです。基本的にタイムチャージ制なので、何時間稼働したかということで計算されます。

石黒：従業員には産休や育休の手厚い仕組みがありますが、弁護士は、勤務弁護士と言っても独立事業者なので、そういう保障がありません。ただ、それぞれに休みを取っていて、先行例が積み重なっているの、それがルールだと思われているということですね。

亀屋：そうですね。ただ、休んで働かなければ収入がゼロになることもありうるわけです。

大森：完全歩合の事務所の場合、会費はどうしているんですか。

亀屋：私の事務所では会費は各自負担です。

本多：パートナー弁護士で子どもを産んだ場合に経費の負担はどうなるのでしょうか。

石黒：出産の年代ではパートナーになっている人は少ないから、実際にはあまりないでしょうね。若くして独立して産んでいる人にはあるのかもしれませんが。

本多：経費のみを共同する事務所だと、もう少しパートナーになる年代が早いことも起こり得ますね。登録3年目ぐらいで友達とそういう事務所をつくるということもあります。そういう事務所では、事務所によってそれぞれみたいですね。

福崎：そうだと思います。

本多：かなり貯金をしておいて、その貯金で経費を出すという人もいるようですが。

福崎：厳しいと思います。会費が苦しいと言っている若い即独弁護士も多い中で、貯金から経費の負担なんて無理ですよ。

本多：そうになると、経費共同の事務所でも大きい事

務所の方が、お互いに吸収し合えるので、安全ということでしょうか。

3 クライアントとの関係

本多：クライアントとの関係で、特に気を遣ったことはありますか。

福崎：出産前はおなか日々大きくなっていくんですね。家事事件とかもあるし、いろいろな悩みを抱える方に、どう接するべきか少し悩む場面もありました。でも、いろいろ考えても、それはそれで事実ですし、いずれ分かることだから、普通にしていればよかったと思います。

石黒：クライアントも、実はあまり気にしてない。

福崎：そうなんです。こっちが思うほど気にしてません。むしろ、「よかったですね」とおっしゃっていただいたり、お祝いを持ってきてくださったり、喜んでくださる方がたくさんいらっしゃいました。

石黒：だから、それで仕事がなくなるということはあまりない。

福崎：それはなかったです。ありがたいことに。

本多：あまり打ち合わせを入れられなくなるというのは、どうでしたか。

石黒：うちの事務所では、弁護士個人のクライアントではなく、事務所のクライアントなので、私に対応できないときには同じ分野を得意とする別の弁護士が対応します。

でも、個人で事務所をやっていると、打ち合わせは確かに入れられないし、そもそも仕事ができないと収入もたぶんなくなってしまうでしょうね。それは、考えた上で産んだ方がいいと思いますよ。自分で何とかするしかないでしょうから。

福崎：それは本当にそうですね。

4 子育てと仕事の両立

本多：子どもが保育園に通い始めて仕事に復帰するときは、いきなり始めるという感じですか。

石黒：そんなに急にはできません。最初は、時短です。私は、毎日事務所に行っていました。最初は保育園が5時までだったのと、子どもが慣れないので、4時にお迎えに行って、子どもが寝てから家で仕事をしていました。

亀屋：私の場合も、保育園の時間に応じて事務所を出て、子どもが寝てから自宅で仕事をするという対応です。

石黒：時短で早めにオフィスを出るといっても、案件が動くと夜中に仕事をするようになります。

亀屋：そうですね。

石黒：今はITが発達しているので、リモートアクセスを利用することで、自宅のパソコンで事務所の環境とまったく同じ環境がつかれますから、やろうと思えば家でも仕事ができるようになりました。やっぱり大変ですが。

本多：やっぱり大変。

亀屋：分厚い資料などを持って帰るだけでも大変だったりしますね。でも、仕事を持って帰って、早くとりかかりたい一心で子どもを早く寝かしつけようとして…。

石黒：そうそう。それで一緒に寝ちゃったりするんだよね。

亀屋：そうなんです。

石黒：そういうときは、子どもは絶対に寝ないですよ。親の方が根負けして寝て。

福崎：こっちが先に寝ちゃうんですね。

亀屋：そう。こっちが先に寝て、あ、寝てしまった！ということはいくつもあります。何とか寝かせて午後

10時頃になるとカシャカシャとまたPCに向かって動き出すというパターンですね。

大森：それは毎日やるんですか。

亀屋：忙しさの度合いにもよるんですけど、リーマンショック前などは特に忙しかったので、まあ、毎日のような感じでした。

大森：そうですね。僕はお迎えに行って、皆さんと同じようにやるんですけど、家で仕事はできませんね、疲れちゃって。

亀屋：一緒に寝ちゃう？

大森：寝ちゃう。

亀屋：そうですね。

大森：上告趣意書の期限が近くに迫っているとかがらいじゃないと、起きていられないですね。子どものために晩御飯を作りながら、よくビールを飲んでしまってから寝てしまうということもありますが（笑）。

石黒：保育園は何時まであるんですか。

大森：7時半までです。

石黒：まだ5時までではないからよかったですね。

大森：6時に事務所を出て、駆けてお迎えに行きます。一応、何時何分というデッドラインがありますから、電車に駆け乗るのがパターンになっていますね。

福崎：多摩パブリックでは、他にもそういう方がいらっしゃるんですか。

大森：多摩パブリックは、11人の弁護士のうち、4～5人が子育て中です。

本多：保育園のお迎えに行って、その後、家で仕事をしなければいけないというのは何歳ぐらいまで続くのですか。

亀屋：保育園に通っている間は、迎えに行かなければいけないので、ずっとそうです。ただ、これが小学生になったら変わるとも、まだ思えないですね。

石黒：小学校は、学童があるから。



大森 顕

亀屋：そうですね、学童で同じような生活が待っているのでしょうか。

石黒：小学校は自分で学校に行って、自分で帰ってくるので、鍵を持たせればお迎えはいらなくなるんですけど、ご飯を食べさせなきゃいけないので、やっぱり7時ぐらいには帰ってないといけない。

亀屋：結局あまり変わらない生活がまだしばらく待っているんだろうなど。

石黒：きっと大学生になるまで変わらないと思います。

亀屋：大学生までですか。

福崎：長い。

大森：小学校低学年から、自分で行って帰ってくるのは大丈夫ですかね。

石黒：だって、小学生は、朝、自分1人で学校に行くでしょう。

大森：ええ。

石黒：ただ、学童は4時半ぐらいまでしか預かってくれないので、明るいうちに帰ってきます。

大森：自分で鍵を開けて？

石黒：はい。保育園は長く見てくれているので安心というのがありますが、学童だと、まあ、7時までは見えてくれないですよ。

亀屋：6時とか6時半ころまでが多いと聞いています。

石黒：だから誰かが早く帰る必要がある。かえって保育園より大変といわれています。

大森：そうですね。ぞっとしちゃいますよね。

亀屋：保育園だと、延長保育を申し込むと夕食も食べさせてくれるので、そのまま帰ってお風呂に入れるだけでよいし、もっと時間がなければそのまま寝かせるなども時にはできるのですが、学童だと、夕食はないので、その点への対応を考えないと。

本多：お迎えに行って、ご飯も作ってくれるというようなベビーシッターはいますか。

石黒：ああ、いっぱいいます。

亀屋：金銭面を問わなければ頼むことができますよね。

石黒：私は夫の両親が隣にいますよ。

福崎：いいな、うらやましい(笑)。

石黒：なので、家族頼みです。そうでなければ、ベビーシッターを頼むしかなく、そんな人はいっぱいいます。

福崎：私も、ベビーシッターさんをお願いしていて、保育園に入れてないんです。

本多：ああ、そうなんですか。

福崎：3月生まれなので、4月は、まだ生後1カ月で、保育園に入れなかったんですね。それで、いまだにベビーシッター。だけど、港区って、育児サポートが進んでいて、本当に比較的安く来てくださる。

石黒：もう子育ての終わった女性が来てくれる制度ですね。

福崎：それです。「子むすび」とか、「あい・ぼーと」というのがあるので、活用しています。また、そのついで、プライベートでも紹介していただいた方が、とてもよい方々で、そのぐらいの値段でやってくださいます。

石黒：最低3時間とか。

福崎：そう。

石黒：商業ベースのベビーシッターにすると、1日1万円ぐらいいきますよね。

亀屋：そうですね。かなり負担になりますよね。

石黒：家事はできませんとか。

福崎：ベビーシッターさんは、原則として家事はしてくれないんですよ。

亀屋：何だか妙な線引きがされていますよね。

石黒：洗濯ぐらいして欲しいとか思うんだけどね。でも育児しかやらない。そうすると、二重に頼まなきゃいけないでしょう、家事をやってくれる人と。

亀屋：それは金銭面での負担が大きすぎますね。

福崎：もし全部頼めば、大変なことになりますよね。

大森：僕は、渋谷区が設けている制度で、「ファミリー・サポート」というものを頼んでいます。すごいいいです。ファミリー・サポートというのは、平たく言えば保育園に迎えに行ってくれるベビーシッターさんなのですが、私たち家族が頼んでいる方は、とても良くしてくださる方で、安心して頼めますし、多少の無理も聞いてくれて。ちょっと明日お願いできませんかというのも大抵オーケーなんですよ。

石黒：おうちの近くなんですか。

大森：保育園の近くに住んでいらっしゃる方で。迎えに行くと、ファミリー・サポートの方のご自宅で夜9時までの間にご飯を食べさせたりしていただけます。

福崎：ありがたいですね。ご飯が一番心配ですよ。

石黒：7時半にお迎えに行けないことってやっぱりありますからね。

大森：僕なんか、妻が月曜日に行ってきますと言っていて、帰ってくるのが木曜の夜だったりするので、その間、突発的なものも含めて、夜の打ち合わせや会合に出るには、ファミリー・サポートを利用しないとできません。

また、妻が家を空けている間は、家のことと子どものことと、全部自分でやらざるを得ません。やっぱり、子どもが生まれて、妻が仕事に復帰してからは執務時間が以前の半分ぐらいになっている気がするんですよ。

ウルトラマンの心境ですね。ウルトラマンは地球に3分しかいらませんが、僕は事務所に8時間しかいられないみたいな。午後6時頃になるとカラータイマーが点滅するみたいな。

本多：執務時間が少なくなるという感覚はあるものなんですか。

福崎：ありますね。子どもがいれば、当たり前ですが、バタバタしていて、結局やろうと思ったことの半分もできないわけですから、1人になった時間が勝負ですよ。

亀屋：保育園にお迎えに行くことになると、午後5～6時、遅くとも午後7時頃には事務所を出て、その後寝かせるまでの何時間かの間は仕事できません。出産前は、そのころは来客もある程度落ち着いて起案に集中しやすい時間帯だったのに、その時間帯を使えなくなってしまうんですね。その点の影響は大きいです。

福崎：加えて、子どもは、こちらが思った通りには動いてくれない。子どもにしてみれば、親がやっと帰ってきたから甘えたいという日もあります。そんな日は、こっちが寝かそうと思えば思うほど、寝ません。寝てくれ！というこちらの気持ちが伝わりと余計騒いだりして。だから、子どもがいる以上、いなかったときのように予定通りに物事が運ばないのは仕方がないと思っています。

石黒：1日24時間しかないのに、寝る時間があって、家事、育児があって、仕事でしょう。育児は1～2時間ということではなくて、3～4時間、4～5時間のゾーンで時間が使えなくなります。しかも、細切れじゃなくて、まとまってあるので、そこはもうあきらめるしかありません。でも、大変なのは、小学5年生ぐらいまでかな。

亀屋：10歳ぐらい？

石黒：そう。10歳になるともうだいぶ違います。すごいです。思っているより子どもは大人というか、自分で何とかしようとするし、それまで手を10かけなきゃいけないかと思うと、たぶんやり方によっては3ぐらいで済みます。

大森：おー。



福崎 聖子

福崎：おー。

亀屋：どよめいた(笑)。10歳くらいになると、友達とどこかへ行くという感じですか。

福崎：もうパパもママもいない、という感じですね。

亀屋：少し寂しい気持ちもしますけどね。

石黒：そうそう。だからもうしばらくとって。大きくなってからいくら仲良くしたくても無理なので。

福崎：そうですね。

石黒：そう思えば楽しいし、別に仕事は後でできるし。

大森：あとは、子どもの受験ですか。

石黒：ああ。小学校受験は、大変だと思いますよ。中学受験も、親の受験なので、とても大変。でも、お父さんとお母さんがいますから、役割分担をしながらやれば何とかできます。

5 子どもが病気のとき

本多：例えば、11時に弁論準備手続があるのに、朝、子どもが熱を出したというとき、どうするんですか。

石黒：うちの子もたちは丈夫で、そういうことはありませんでした。

福崎：いい子たちですね。そんなにできたお子さんたちだったらいいですね。

亀屋：そういうことも結構あります。まず港区でも病児保育という病気の子どもを預かってくれる施設が4カ所ぐらいあります。

石黒：ああ、そんなにあるんだ。

亀屋：ただ、朝一番で病院に連れて行って、診察を受けて、種々の手続をすると、仮に午前10時の期日や会議だと間に合わないんですね。

石黒：そのときは旦那さんに頼めば。

亀屋：可能であれば、そうですね。午前中は一緒にいてもらう、とか。または、最近ときどき利用し

ているのがNPO法人の利用です。

石黒：お助けマンがあるの？

亀屋：あるんです。まあ、毎月会費をいくらか払うんですけど、当日朝7時か7時半までに連絡すれば、100%8時半ぐらいまでに自宅に来てくれるんです。

石黒：おうちで見てくれるんだ。

亀屋：そうなんです。家がある程度は片付けなきゃいけないんですけど。

福崎：いざというときは、そんなこと気にしてられないですよ。

亀屋：そうそう。一応保険的に入っています。去年、インフルエンザに突然かかり、どうしてもというときに朝連絡したら、その日の8時半に来て、お医者さんにも連れていって来て、家で見てくれました。

大森：素晴らしいですね。僕も紹介してほしいです。

本多：日ごろからそういうのを探しておかないといけないという感じですかね。

亀屋：そうなんです。朝の会議などがなくて午前11時半以降に事務所に到着することでよい場合は、病児保育に自分で連れていくという方法で対応できます。時間の余裕がないときは、NPO法人に頼んだりして、使い分けます。または、私が午後は自宅執務が可能な日で、夫が朝に時間の余裕があれば夫が午前中一緒にいるとか、そういう感じです。

石黒：病児保育は、自分がいつも通わせている保育園以外ですか。

亀屋：はい、違う保育施設です。だいたい区に何か所かあると思います。小児科の病院に病児保育室が併設されていたりします。

本多：でも今朝熱が出たからというのはだめですよ、ね、そもそも動かさないし。

亀屋：今朝熱が出ても、連れていって見てもらっています。

石黒：おぶって行って。

亀屋：そうです。タクシーでも何でも連れていきます。

福崎：例えば、急に誰かが倒れたとか、地方の親を看病にとか、お葬式というときに、泊まりで預かってくれるところもありますよね。

亀屋：区でそういう状況に対応している保育施設もあります。

本多：ちなみに子どもが熱を出したという理由で弁論準備手続を電話会議にしてもらえるものなんですか。私は、自分が熱を出したときにそれをやったことがあるんですよ。

大森：場合によってはやってくれるかも分からないですね。

亀屋：その場合、どの程度理由を伝えるのか、もありますね。

福崎：やっぱり子どものために、というのは、できれば言いたくないと思ってしまうんですが。

本多：私は、電話して、熱を出しましたので自宅で電話会議できますかと言ったら、書記官ができますよという感じでした。それは休むよりはましだという判断で、ウエルカムだったのかどうかは全然分からないですけど。

6 子育ての役割分担

本多：現在、子育て役割分担は、どうしていますか。

大森：私の場合役割分担は単純で、彼女が休みの日は妻に、家事、育児に関するほぼ全部をもらい、彼女が仕事でいないときには私がすべてやります。

福崎：すごいですね。

石黒：すごい。

大森：7時半に保育園のお迎えに行き、8時までに閉まってしまう食品売り場に滑り込んで買い物をし



本多 広高

て、帰って、食事を作ります。そうすると9時半ぐらいになっちゃうんですけど、ご飯を一緒に食べて、寝かせて。恥ずかしながら11時ぐらいですよ、寝るのは。それで明け方まで起きません。

本多：ママとやり方が違うとか、ママがいいとかそういうのはないですか。

大森：そういう問題は出ていないですね。

本多：ああ、偉いですね。

石黒：きっと子どもも分かっているんですね。だって、お母さんは物理的にいないんだから、お父さんしか頼る人がいない。

福崎：そう。お母さんがいないと分かっていると、逆にそういうことを言わない。

大森：そうですね。そうする前は、彼女がフライトで帰ってこない夜とかに、「ママに会いたい」とか言って泣き止まなかったらどうしようかなと思ったんですけど、結果的には大丈夫でした。

石黒：うちは、月一金はお手伝いさんが3時間入って、それで週に1回お掃除サービスで徹底的に掃除してもらうので、私はほとんど家事をしていません。それをやっていると、きっと不機嫌になってけんかになるから。

本多：それは、ずっとなんですか。

石黒：最初は頑張ってやっていました。8時までにお迎えに行き、帰って、子どもを食べさせてとかやっていたけど、本当にもう疲労困憊して。

福崎：疲れますよね。

石黒：誰か作ってくれる人がいたらいいなという感じですよ。お金で解決できるので。東京はやっぱり便利ですよ。

亀屋：本当にいろいろな種類のサービスがありますよね。

福崎：私も、働いた分は、結構、使っちゃっていい

る感じですが。ベビーシッターさんとお掃除の人に来ていただいています。自分一人で完璧にやろうと思うと、物理的に無理ですし、夫に過剰に期待しすぎるとイライラして、よくないと思いますし。結局、人の手を借りないと、仕事との両立はやっぱり大変です。それなりに人様に助けていただいていた方が生産的かなと割り切るようにしています。それに、子どもにとっても、いろいろな人と触れ合うことが、やはり勉強になると考えています。親やヘルパーの方々など、周囲の方々に甘えさせていただきつつ、それなりにベストを尽くしてやっていくしかないと考えています。

また、私は会務もやらせていただいている夜の外出もあるのですが、そういうときは、夫が夜はちゃんと早く帰って子どもを見てくれます。逆に、夫が会務で遅くなる時は私が早く帰るという役割分担をやっていて、それは共働きの若い弁護士にとってはとても大事なことだと思います。

7 事務所経営者からみた 弁護士の出産・育児

本多：出産とか育児をしている弁護士のことは、事務所経営者の観点からはどう見えるんでしょうか。

石黒：誤解を恐れずに言えば、子どもがいない弁護士の方が仕事はやりやすいですよ。だけど、最近の女性は優秀ですから、残って欲しい人がたくさんいます。だから育てます。無理も聞きます。そういう意味では、女性は残って欲しいと思われる能力を持っていないと厳しいかもしれません。

ロースクールであんなに女性が増えてきていて、優秀な女性がいっぱいいる中で、彼女たちが結婚もしない、あるいは結婚しても子どもを産まないという

のは考えにくいので、そういう女性が入ってきやすい制度を事務所としてつくりないと、組織としてはもう持たない時代に入ってきたのかもしれないね。

本多：そうすると、大きい目で見ると、優秀な人材、クライアントに役立つ人材確保という面でプラスになっているという見方はできますか。

石黒：そういう人たちがやっぱり残っています。優秀な女性は、自分たちの進む先はいばらの道だと分かっているのだから、いつ子どもを産んで、いつ留学してどうするかとか、資格は弁護士だけでいいのか、会計士も取るのか、いろいろ考えています。

本多：法学部の女性の学生が将来どういう就職をしたら大丈夫だろうか考えると、やっぱり男性の学生より選択肢は少ないですから、司法試験を受けている時点で相当覚悟してやっている人が入ってきているんですね。

石黒：今は、女性は検察官、裁判官の希望者が多いと聞いています。裁判官・検察官には転勤があっても、弁護士になると、それよりももっと大変なことがいっぱいあります。裁判官は、かなり長期間育児を取れます。

本多：そうすると、弁護士もそこら辺の保障をしていないと、人材が向こうに流れてしまうんですね。

Ⅲ 出産・育児と弁護士会 ～弁護士会に望むこと

1 保育設備の確保

本多：弁護士会に望むことはありますか。

大森：預ける場所を確保できないと重大なことにな

《別表1》
東京弁護士会会則
第27条

第7項 出産予定又は出産後1年以内の女性弁護士会員より申出があったときは、4か月間（多胎妊娠の場合にあっては6か月間）、第1項に定める本会の会費を免除する。死産（妊娠4か月以上の分娩による。）の場合においても、同様とする。
第8項 子の育児に主として従事するため弁護士業務に従事する時間が週20時間未満となることが見込まれる弁護士会員については、本人の申出により、当該会員の子の出生日の属する月から2歳に達する日の属する月までの間における当該申出に係る任意の連続する8か月間の分を上限として、第1項に定める本会の会費を免除する。
第9項 前項に定める免除は、当該会員において、子の育児に主として従事するため弁護士業務に従事する時間が週20時間未満であることを要件とし、これを欠くに至ったときは、その週の土曜日の属する月の翌月から、その効力を失う。

るので、そこに何らかのサポートをいただけるのかなぁと思います。思いつきで言いますと、弁護士会が何らかの保育施設をつくるとか、霞が関に一時預かりの場所を確保するとか。あるいは霞が関だけで仕事をしているわけではないので、弁護士なら必ず入れる会員制のサポート・サービスがあればいいかなと思います。

亀屋：託児所については、私が思うには、自宅の近くにある方がいいと思うんですね。結局、毎日、電車なり車なりで霞が関まで子どもを連れてくるというのは現実的でないように思うので。

大森：例えば、自宅の近くの無認可の保育園とか幼稚園に弁護士会が補助を出して、そこに弁護士会員が入れば保育料がちょっと安くなるのかというのはどうですか。

亀屋：それはいいですね。

2 弁護士会費の免除

石黒：ただ、それは、弁護士会の財務状況からすると難しいでしょうね。一番現実的なのは、会費免除を4カ月とか8カ月ではなくて、もう少し長くして、無給の間は免除するということですかね。

亀屋：会費の一定期間の免除はよい制度だと思います。休んでいる期間は無給という事務所も多いでしょうから、金銭面での負担の免除があるのはいいと思います。

本多：現状では、産休・育休中の会費免除については、《別表1》のような規定があります。

この制度を利用された方は？

福崎：私は利用しました。

亀屋：私は、出産後4カ月の免除を利用しました。

本多：おふたりとも第7項の免除を使われたというこ

とですか。

亀屋：ええ、そうです。

福崎：はい。

本多：あと、第8項の育児の方の免除は利用しましたか。

福崎：私はしました。

石黒：第8項の免除は、男性会員も認められるんですか。

本多：そうなんです。

ただ、注意しなくてはいけないのは、この免除は東弁会費の部分であって、日弁連会費は免除されません。

3 会務活動との関係

福崎：申し上げづらいことですが、私は、妊娠・出産、育児から、ある委員会の欠席率が高くなった時期に、ちょっと緩やかな肩たたきに遭ってしまったな、と思ったことがありました。私は、妊娠・出産から、あまり活動できないこともあり、翌年には、その委員会を辞任しようと思っていたので、素直にその勧告に従いましたが、もし私が、この委員会での活動を本当に継続したいと思っていたら、非常に悲しかったと思います。ですから、妊娠や出産、あるいは育児が理由でちょっとお休みしているような女性弁護士に対しては、その期間を回数に数えないとか、免除期間を設けるなどしてあげられたら親切ですね。

石黒：人気のある委員会では、一度名簿から削除されちゃうと、席がなくなって、入れなくなるんですね。

福崎：そのようですね。

石黒：在籍のまま留年のような制度があればいいですね。

《別表2》

会務活動等に関する会規

第3条

第2項 会長は、次の各号のいずれかに該当する弁護士会員に対し、その申出により、一定の期間を定めて、会務活動等への参加義務を免除することができる。

- (1) 病気、出産、育児、介護その他これに準ずる理由により会務活動等を行うことができず、又は著しく困難な者（第3号に該当する者を除く。）

福崎：そうですね。もちろん、妊娠中の人より、今現在、より活動できる人が、熱心に活動を希望している以上、むしろその方を優先して入れて差し上げるべきだという理屈があることも、一方では理解できます。ただ、妊娠・出産、育児等で女性弁護士が会務において不利になる可能性がある一例としてご紹介したいと思いました。

石黒：そうですね。

本多：ご参考までに、会務活動の免除については、《別表2》のような規定があります。

会務活動の義務については、会規で、委員会、法律相談、紛争解決、国選弁護、当番、国選被害者参加、法律扶助に関する活動のうち少なくとも1つを行うとされていますが、出産、育児の場合には、その義務を免除することができるとされています。

ただ、福崎さんのおっしゃるような出産とか育児の都合を会務活動の評価においてどのように考えるかというのは、もっと一般的な深い問題ですね。

4 産休・育休のガイドラインの作成

本多：他に、弁護士会に望むことはありますか。

福崎：産休・育休の際の待遇に関するガイドラインの作成ですね。

ある他業種の方から、「知り合いの女性弁護士さんが、産休・育休を終わって事務所に戻ったら、自分の机がなくなっており、仕方なく、その後、事務所を辞めたと聞き、驚きました」と言われたことがありました。また、別の同業の方にも、妊娠した途端にボスから緩やかな退職勧告を受けたという話を聞いたことがあります。

女性弁護士は、理解のある、待遇がいい事務所に入ったら、もちろん幸せなことですが、現実には

事務所によって待遇は区々であり、どこの事務所に入るかによって待遇があまりにも違い過ぎるのではないかと感じます。ただ、他方で、規模の小さい事務所では、言ってみれば各々が小規模零細企業なので、どこまで女性弁護士の妊娠・出産に対して待遇を厚くできるか、経営との関係で難しい問題があることも、十分理解できます。

しかしながら、弁護士が社会から信頼され続ける職業であるためには、最低限でも、ほかの業界の人が聞いても恥ずかしくない程度の待遇は必要であろうと思います。だから、緩やかなガイドラインを設置することができればよいと思います。もちろん、ガイドラインなしで、それぞれの事務所が自由でありつつ、それなりの待遇が確保できれば一番いいのですが。

本多：そのガイドラインというのは、弁護士会の中の話じゃなくて、個々の弁護士と所属事務所の関係についても定めるということですか。

福崎：そうですね。これもまた、大変申し上げづらいことですが、あえて誤解を恐れずに申し上げますと、何の取り決め（契約書）もなく、ボスの考え方ひとつで、働く事務所毎に働く際の待遇が全く異なるということ自体も、私はどうかなと思う部分があります。それは何も妊娠・出産に限ったことではなく…。

石黒：啓発活動ね。

福崎：そう。啓発も大切だと思うんです。あまり問題意識がない方に対しては、やはり啓発活動しかないと思っています。

世間では、随分前から様々な場で男女共同参画を推進していて、東弁でも最近では、男女共同参画と言っていますが、役員に女性が何%入るとか、形式的なところから入っていて、実質は変わって

《別表3》

東京弁護士会男女共同参画基本計画

第3 東京弁護士会における男女共同参画推進の重点課題とアクションプラン（行動計画）

3 出産・育児、介護等の家庭生活と仕事との両立支援

- (1) 当会は、出産・育児、介護等の家庭生活と仕事との両立支援のための方策を検討、実行する。
- (2) 会員が会館内で会務活動（当会および日弁連の委員会活動）および弁護士会の主催する研修会に参加する際に、会員がベビーシッター等保育担当者を手配し、会館4階の和室を利用して、会員の子の保育を行うことができる制度について、使用時間および使用目的を拡大し、当会がその費用を負担するなど制度を利用しやすくするための方策を検討する。

いないというか、弁護士業界は旧態依然としています。未だにイソ弁とボスの間に契約書もないところが多く、それによる不都合が、特に女性弁護士が出産するような場面においても、色濃く出てくるということになるわけです。これだけ女性弁護士が増えてきていることや、世の中の流れから言っても、弁護士業界はもう少し変わってもいいんじゃないかと考えます。

本多：なるほど。

石黒：弁護士会でガイドラインを作るのはいいと思います。

福崎：いきなり日弁連では難しいでしょうから、まずは単位会からだと思います。

石黒：うちの事務所では、出産・育児で不利益を与えないようにしています。

福崎：素晴らしいですね。

石黒：うちの事務所では、出産して、その後、事務所の中でパートナーとして残るのか、パートナーはもうあきらめるのかということの中で、自分で選んでいきますけど、子育て中だから、あなたはもう辞めたらどうかということは言いません。

福崎：私も、自分が弁護士になる以前は、そういう業界だと思っていました。仕事として、私たちは、他人には「契約書を作成するように」と勧めておきながら、自分たちは、つくらないというのは、大変おかしいことではないかと思えます。

5 アクションプラン

～弁護士会館内の和室の保育利用

本多：2011年10月11日の常議員会で制定された、東京弁護士会男女共同参画基本計画を紹介します《別表3》。

このアクションプランの3番目が、「出産・育児、介護等の家庭生活と仕事との両立支援」となっています。

その(2)では、会員が会務活動等に参加する際にベビーシッター等を手配し、和室を利用して保育を行うことができる制度が定められています。現状では、弁護士会館4階の和室を利用できるようにしています。これを利用された方はいますか。

福崎：私は、試しに1回利用しようと思いました。使用したい日の前日か当日に行ったら、「だめです、10日前に予約してください」と言われて、利用できませんでした。

石黒：えっ、10日前。

福崎：「10日前じゃ使いませんよ」という意見を書きました。これでは、ただ制度を作ったというだけです。それでは何の意味もないですよということ、見直しをしていただきたいと思えます。

本多：実は、2011年4月1日の申込みからは使用日の3営業日前までに申し込みばよくなりました。

石黒：当日でも空いていたら使わせてくださってもいいと思いませんか？ おばあちゃんでも、近所のおばさんでも、一緒に連れてくるとかできるじゃないですか。

これは自分でベビーシッターを確保した上でなんですか。

本多：そうなんです。

亀屋：それは利用しにくいように思います。

石黒：ベビーシッターを確保したら、家にいてもらえば（笑）。

福崎：試しに私も使おうとして、ミルクとかおむつ替えとかできたらいいなと思って、「今日使えませんか」と聞いたら、「だめです」と言われて、ショックだったんです。

- (3) 女性会員相互の情報ネットワークを活用し、女性会員が出産・育児、介護等の家庭生活と仕事との両立のためのノウハウを共有できるようにする。
- (4) 会館4階の女性会員室を多くの女性会員がより有効に利用できるようにするため、同室の改装を含め検討する。
- (5) 裁判員制度の導入に伴い、裁判所内に託児所を設ける必要が高まっている。当会としては、裁判所に対し、裁判所内に託児所を設けるべきことと、弁護士が必要に応じて託児所を利用できるようにすることを、随時申し入れていく。

本多：和室ということであって、専用ベビールームを弁護士会として確保しているわけではないということです。専用のベビールームを置くことも検討するというご意見でしょうかね。

6 アクションプラン

～女性会員相互の情報ネットワーク

本多：アクションプランの3(3)は、女性会員相互の情報ネットワークの活用です。

福崎：私は、前に何かの会議で、そのような意見を言ったことがあります。今日もそうですが、他の女性弁護士がどうしていらっしゃるかはとても勉強になります。そういう子育ての情報交換ができるネットワークができたらいいなということで、メーリングリストでもいいですし、情報誌でも何でもいいんですけど。

本多：その関係で、実は女性会員メーリングリストというのがあるんですけども、ご存じですか。

福崎：知らないです。

石黒：何ですか、それ。女性会員メーリングリスト？

福崎：何人くらい所属されているんですか。

本多：200人くらいですかね。

福崎：そんなにたくさん。ただ、一言で「女性会員」といっても、やっぱり生き方も考え方もいろいろ違う方もいらっしゃいますから、対立などを恐れてメーリングリストへの登録を敬遠されてしまうかもしれません。ですから、メーリングリストをつくるときは、子育てに特化するとか、テーマを絞った方がいいかもしれないですね。

本多：なるほど。実は、男女共同参画基本計画の中では、なぜか出産・育児の項の中に女性会員相互の情報ネットワークが定められていて、テーマを育

児に限定していない「女性会員メーリングリスト」があります。ここでは、大森さんのように育児をする男性会員も含めたネットワークの必要があるように思います。

福崎：そうですね。性差にかかわらず、テーマによって入れるようにするのは、いいことだと思います。

大森：「育弁」という感じで情報交換する場があるといいかなと思います。

石黒：ここはこういう施設が使えるとか、そういう情報の交換でもいいですね。

大森：そうですね。どこそこに遊びに行くと、子どもが喜ぶとか。

福崎：そういう情報も癒やされますよ。

本多：そうそう。子どもが熱を出したら安心して預けられる男性の友達の弁護士とか。

福崎：それ、大森さんじゃないですか(笑)。

大森：僕ですか。預かりますか(笑)。

7 アクションプラン

～女性会員室の改装

本多：アクションプランの3(4)は、女性会員室の改装となっています。この中で女性会員室に入ったことのある方は？

福崎：はい。私は利用しています。

石黒：そんなのがあることも知らなかった。

亀屋：その中に何があるんですか。

福崎：マッサージ機が最近新しくなりました。前は冷蔵庫があって、たぶんミルクを置いておくとかそういう考えだったようですが、撤去されました。ベビーベッドは前からないですよ。ちょっと休んだり、寝ている人とかもいます。使っている方はわり

と多いです。でも決まったメンバーですね。

石黒：存在そのものも知らなかった。

亀屋：耳にしたことはあるんですけど、行ったことはないです。

福崎：やっぱり第1会員室は、男性弁護士がいっぱいいます。あと、第2会員室というのも、開けたら真っ暗で男の人が仮眠をとってらっしゃるとか…(笑)。女性弁護士は、そこに入る気がしないし、やっぱりちょっとくつろぎたい。子どもを連れてちょっと授乳とかもできるように、という配慮だと思います。

本多：なるほど。女性会員室ね。授乳とかできるようにですか。

福崎：そう。育児中でも選挙のために来たとかいうママ弁たちが何人か来て、ちょっと授乳して帰ったりするのを見たことがあります。

大森：粉ミルクを作るときに熱湯が出るような、ウォーターサーバーがあったらいいんじゃないですか。

本多：ただ、女性会員室というのは、名前から言えば、育児という限定がないので、育児との関係でどの程度の期待ができるのかということはあると思います。

亀屋：ベビーシッターがいれば、子どもを連れてきて法廷へ出る間預けるという方法などがあり得ますけど、子どもと一緒に来ても自分が一緒にいなきゃいけないと思ったら、その間仕事はできないですよ。

福崎：保育室を欲しいという意見の人から話を聞いたこともありますが、他方で、やっぱり霞が関まで電車で子どもを連れてくるのは不便だし、家の近所に預けたいという方の割合も多いです。私としては、弁護士会館には、毎日預ける場所というよ

りは、一時的に使えるサービスがあれば便利かなと思います。

8 出産・育児と弁護士登録

本多：他に弁護士会の出産・育児に関する制度としては、登録を一時的に抹消すれば、会費は払わなくて、専念してどうぞということではあるんですね。

福崎：もし、自分の弁護士登録番号がキープできれば、いったん退会することも全然問題ないと思います。私も含めて、皆さん、ご自分の弁護士登録番号に愛着を感じておられる方も多いので、これを失うことに繋がる退会はしたくないのではないのでしょうか。

石黒：でも、退会しても、その登録番号は欠番になるわけですね。

福崎：だから、その登録番号を復帰するときに使えるようにしたって、何の不都合もないと思うんですが。出産でちょっと休会できる制度があれば、それが一番いいですね。

石黒：ああ、今は退会しかないんだ。

福崎：そうなんです。出産・育児の期間、休会することを認めれば、会費免除制度自体もいらなくなります。それで日弁連の方も休会制度を認めてくれれば一番いいですね。

9 弁護士会が会員の出産・育児をサポートする意義

本多：弁護士会が出産・育児をする会員をサポートしていくことについて、どう考えますか。

石黒：サポートした方がいいと思います。だって、子

育て支援をするという基本方針があるんじゃないですか。

本多：そうですね。

石黒：男女ともにですけどね。

本多：私は、仕事も子育てもチャレンジしようという人には、弁護士会としてサポートをして、どんどん弁護士会に来てもらえばいいと思います。あと、弁護士会は、人権団体でもあるんだから、それぐらいやるべきというのももちろんあると思います。

石黒：現に子育て中の女性会員は大変なので、弁護士会として知らん顔はできないんじゃないでしょうか。会費も取っているわけですし。

亀屋：そうですね。

石黒：今後も、女性会員はずっと多くなりますよ。だから、真剣に取り組んだ方がいいと思います。

本多：現在、女性会員は18%くらいですが、年々増え続けています。

石黒：25%になるのは時間の問題ですよ。供給サイドの女性が多くなってきているので。

福崎：検討しない理由はないと思うんですけどね。

IV 最後に ～子どもは「社会の宝」

本多：最後に一言ずつお願いいたします。

大森：いろいろ言いましたけれども、子どもといわれる時間は楽しくてしょうがないです。もう、あちこち迷惑をかけながらですけれども、何とかやりますという感じです（笑）。

石黒：そう、大丈夫。なせばなる。

大森：そうですね。

石黒：うん。忙しいなら忙しいなりに工夫しますし。子どもは意外と自分以外の人たちの手を借りて大きくなります。仕事も忙しいからこそ工夫したり、効率的にやったり、いろいろやっていって、どれも何とかありますから、ぜひ子育てを楽しみましょう。

福崎：同感です。

亀屋：会員の中には弁護士であると同時にお父さん、お母さんである人が多く、同じ思いをしたり経験したりしたことのある人が多いと思うので、弁護士会の方でも、試行錯誤を重ねながらも、支援をしていただければいいなと思います。

福崎：そうですね。弁護士である前に一人の人間であり、人の親でもあるということなので、やっぱりそういうことも含めて弁護士会でサポートしていく必要はあるように思います。また、何より、子どもは社会の宝であると思いますから、子育て支援をやっていくことが望ましいのではないかと思います。

石黒：「社会の宝」、キーワードはそれかも。

大森：そうですね。

亀屋：お父さんお母さんだけではなくて、みんなのもの。

福崎：皆さんの「社会の宝」だから、やっぱり皆さんでシェアして育てていくというのは大事なことだと思います。

本多：弁護士会の中で、会員同士で支え合って長く弁護士をやれるようにという側面からも、ライフステージの中で子どもを育てるとか、産むという場面で手伝うという考え方もあるかなと思います。

本日は、ありがとうございました。

(構成：伊藤 敬史)

東京弁護士会男女共同参画基本計画が制定される

男女共同参画推進本部 副本部長 橋本 佳子 (33期)

1 はじめに

2008年6月、本会における男女の実質的平等の確立をめざして、東京弁護士会内に「男女共同参画推進本部」が設置されてから、約4年が経過した。

その活動内容としては、

- ① 女性会員の政策決定過程への参画の拡大を促進する施策を講ずる。
- ② 本会における男女共同参画の実情、その背景・原因について、調査・研究・分析を行う。
- ③ 本会における男女共同参画を推進する必要性等について、会員の問題意識の共有・向上をはかり、理解を深めるための措置を講ずる。
- ④ 本会における男女共同参画推進のために必要な基本計画を立案・実施し、本会会員に発表し、その実施を会に呼びかけ、その実施状況を検証する。

こととされている（要綱第2条）。

これらの要綱に基づき、推進本部はこれまで以下の提案を行い、すでに実施されている。

- | | |
|----------|--|
| 2009年9月 | セクシャル・ハラスメント防止規則の対象に、性別による差別禁止を追加する改正 |
| 2010年1月 | 弁護士会館4階和室を子どもの一時待機場所として利用できることとした、翌年4月に利用時間の拡大 |
| 2011年3月 | 育児に従事する会員の一般会費免除制度を創設 |
| 2011年10月 | 「東京弁護士会男女共同参画基本計画」を制定 |

本稿では、推進本部の設置以来の重要課題であった本会の「男女共同参画基本計画」について、あらためて、制定までの経過とその内容を紹介し、全会員に男女共同参画の推進に向けての努力をお願いするものである。

2 東京弁護士会男女共同参画基本計画制定への道のり

- (1) 1979年、国連で女性差別撤廃条約が採択され、わが国でも1985年に男女雇用機会均等法が制定され、その後の改正を経て整備された。さらに1999年には男女共同参画社会基本法が制定され、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけた。その下で、国、地方自治体、企業その他の組織・団体において、男女共同参画に向けた様々な取り組みが行われるようになった。2011年12月には、政府において第3次男女共同参画基本計画が策定されている。

しかし、日本は国連が発表するジェンダー・エンパワーメント指数（2010年7月）が109ヶ国中57位であるように、わが国の男女共同参画は未だ十分に進んでいない。働く女性が増えているにもかかわらず、管理職に占める女性の割合も課長職で7.2%（従業員100人以上）と低く、非正規雇用の劣悪な労働条件が問題となっているが、その大部分は女性である。

- (2) 弁護士会内においても、男女共同参画はまだ緒についたばかりである。近年司法試験合格者が増え、女性会員の割合は高くなっているが、会長・副会長などの役員や委員会の委員長や副委員長など政策決定への女性会員の就任は少ない。委員の数についても、この間、総務委員会など女性会員ゼロの解消を図ってきたが、極端に女性会員の割合が低い委員会がまだまだある。

この点、男女共同参画推進に先進的に取り組んできた二弁は、これまでに1名ではあるが女性会長

が就任し、この間毎年副会長に女性が就任しており、大いに参考になる。

最近の弁護士増加に伴い、男女とも就職難が大きな問題となっているが、殊に女性の就職が困難となっている。新人弁護士のアンケートを見ても、はじめから「女性は採らない」などとあからさまな女性差別が現在も行われている。また、女性が弁護士として就業した後も、出産、育児などにより、継続して就業できないなどの事態が生じている。

- (3) 推進本部では、上記の実情を踏まえ、女性弁護士の会務、政策決定への参加、出産育児に対する援助等を実現するために、数値目標を具体的に示す男女共同参画基本計画案を作成し、委員会照会が行われた。各委員会から、趣旨には賛成するも、数値目標には消極意見が少なからずあった。この意見照会は、会内で男女共同参画についてはじめて正面から議論をする場となったという意味でも重要であった。

委員会の意見も踏まえて修正を加え、基本計画案を昨年9月の常議員会に上程した。常議員からは次々と質問や意見が出された。数値目標をあげると数字合わせのために現在も多く会務を担っている女性会員にさらに負担をかけることにならないか、男性が差別しているのではなく女性が参加しようとしなことが問題、実現しない時の責任はだれがとるのか等々、真剣な議論をすることができた。長時間の質疑を経て継続審議となり、10月11日の常議員会で承認された。

なお、基本計画内において様々な数値目標が掲げられているが、これらは、今後5年以内には弁護士中に占める女性会員の割合が25%となる見通しであることも考慮された。

3 東京弁護士会男女共同参画基本計画の内容

(1) 会務と政策・方針決定過程への女性会員の参加の推進

今後5年をめどに、以下のような数値目標を定めた。

- 理事者（会長・副会長）に女性会員が含まれるよう、実現をはかる。
- 常議員のうち女性会員の割合が25%以上となることをめざす。
- 全ての委員会の正副委員長の内1人以上を女性会員とし、さらに複数化をめざす。
- 委員会の委員のうち女性会員の割合が25%以上となることをめざす。

今年度は副会長1名に女性が就任し、常議員においても80人中16名、20%が女性である。この間の推進委員会からの要請もあり、委員会の正副委員長もかなり目標達成がなされている。もとよりこれらの実現に向けては、多数の女性会員が会務に参加することが大前提であり、一部の会員に負担を課す事態にならないよう、同本部としても息長くこれらの推移を見守っていかなければならない。

(2) 業務における差別の是正と女性の業務分野の拡大・開発

- 会から委員・講師等として政府や自治体その他外部団体等に推薦・派遣する会員の合計に占める女性会員の割合が、今後5年をめどに25%となることをめざす。
- 弁護士が5名以上所属する法律事務所において、弁護士の採用にあたり、今後5年をめどに、所属する女性弁護士の割合が25%以上となるよう、会として推進する。

弁護士は自営業者であり、会務参加の前提として

日常の業務が安定していることが必須である。まず、新人弁護士として仕事を開始するにあたり、就職の機会が与えられないとすれば、多くの場合業務の安定はかなわず、弁護士としてスキルを高めることも困難であろう。そこで、弁護士の採用に当たり現在でも女性差別が行われていることを踏まえ、会としても、個々の事務所に対しても、一定割合の女性弁護士の採用目標を掲げることとした。

さらに、弁護士の業務分野における女性差別をなくす、女性会員への業務妨害に対するサポート体制を強化する、結婚で改姓することの多い女性会員の不便をなくすため、金融機関や裁判所・法務局等において、職務上の氏名使用が認められるようにする等の活動も推進する。

(3) 出産・育児、介護等の家庭生活と仕事との両立支援

本部発足以来、身近な問題として、これらの施策の整備を行っており、今までに「出産、育児で十分な業務ができない（＝収入が得られない）会員についての会費免除」「会館和室を子どもの一時待機場所として使用可能に」などを行ってきた。今後、女性会員室の有効活用、裁判所内の託児所設置を求める活動など、弁護士会としてどのような支援ができるか検討していく。

さらに、「女性会員メーリングリストの開設」もして

いるが、できるだけ女性の会員の声を集約して、議論をしていく。

4 最後に

今後本部としては、基本計画の達成状況を毎年検証し、定期総会において結果を報告する。また男女共同参画を阻害している原因を調査、分析し、これを除去する方策を検討・提言する。

さらに「性別を理由としてする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」の施行状況を調査検討するとともに、法律事務所における就職における差別状況を調査し、その解消に向けての方策を検討する。

なお、年に1回以上、理事者が女性会員の意見を直接聴く会を開催し、出された意見や要望を会務に反映させる機会を設けることも定められており、今年も3月29日、新旧理事者に出席をいただいて開催され、活発な意見交換が行われた。特に、研修が夜の時間帯が多く子育て中では参加が困難なので対策を、シンポ等を開催する際は必ず保育の手当をしてほしいなどの要望がなされた。

今後もしろいろな機会を得て、男女共同参画の推進に向けた広報活動を行い、全会員の理解、協力を得てゆく所存である。

東京三会 男女共同参画推進を祝う記念の夕べ

3月12日、第1部は資生堂代表取締役副社長の岩田喜美枝氏に講演をいただいた。特に、資生堂の「ダイバーシティ経営」を紹介し、多様性の尊重の重要性を強調された。参加した男性から「男女共同参画という意味がはじめてよく理解できた」「目から鱗だった」などの感想があり、好評であった。

第2部はパーティ形式で、三会の報告に続いて、内閣府男女共同参画特命大臣中川正春氏をはじめ多くの来賓からご挨拶をいただいた。三会の役員や委員会の参加で男性の参加が多く、今後、弁護士会の男女共同参画の推進に拍車がかかることが期待できるよい会であった。